

(仮称) 野馬追の里風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和2年8月

株式会社野馬追サステナジー

目次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	2
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催.....	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	4
(1) 意見書の提出期間.....	4
(2) 意見書の提出方法.....	4
(3) 意見書の提出状況.....	4
第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解.....	5

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和2年7月1日（水）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・令和2年7月1日（水）付 福島民友新聞社、福島民報社の全県版

②地方公共団体の広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

・広報いいたて お知らせ版 令和2年7月号（令和元年7月5日（日）発行）（別紙2参照）

③インターネットによる公表

令和2年7月1日（水）から、下記のホームページに公表した。

・福島県のホームページ（別紙3参照）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-28.html>

・事業者のホームページ（別紙4参照）

<http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/index.html>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計4箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧（西庁舎8階）

- ・ 福島県庁生活環境部環境共生課
福島県福島市杉妻町 2-16
- ・ 南相馬市役所生活環境課（本庁舎1階）
福島県南相馬市原町区本町二丁目 27
- ・ 飯舘村役場ほっとコーナー（本庁舎1階）
福島県相馬郡飯舘村伊丹沢 580 番地 1
- ・ 相双地方振興局県民環境部
福島県南相馬市原町区錦町一丁目 30

②インターネットの利用による縦覧

- ・ 事業者のホームページ
<http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/index.html>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：令和2年7月1日（水）から令和2年7月31日（金）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・ 縦覧時間：午前8時30分～午後5時15分

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

関係自治体庁舎での縦覧場所における縦覧者数は4件であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、住民説明会の開催を中止した。説明会で使用を予定していた資料については、縦覧期間中に、配布資料として縦覧場所に設置した。

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する個人または団体等の意見の提出を受け付けた。(意見記入用紙は別紙 5 参照)

(1) 意見書の提出期間

令和 2 年 7 月 1 日 (水) から令和 2 年 8 月 14 日 (金) まで
(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② 株式会社野馬追サステナジーへの書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 2 通、意見総数は、22 件であった。

第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づく環境影響評価準備書について受け付けた意見書は、2通、意見は22件であった。準備書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(1)

東京都中央区在住 A氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>■1. 意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、事業者（株式会社野馬追サステナジー）及び委託先（日本気象協会）の判断で要約しないこと。要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。</p>	<p>意見書の内容は、要約せず全文公開いたします。また、順番を並び替えず、それぞれの意見に対して見解を記載させていただきます。</p>
2	<p>■2. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？</p>	<p>カットイン風速未満であってもブレードは遊転します。</p>
3	<p>■3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）を任意に変更できるのか？</p>	<p>変更可能です。</p>
4	<p>■4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速以上の弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？</p>	<p>実行可能です。</p>
5	<p>■5. 本事業ではフェザリングをするのか？</p> <p>本事業者は、コウモリ類の保全措置としてカットイン風速（2.5m/s）未満の風速時にフェザリング（フェザーモード）を行うつもりか。仮にフェザーモードを実施するならばP712に保全措置として記載すること。</p>	<p>カットイン風速未満のときにはフェザリングを行うことも検討しております。検討の結果、必要に応じて保全措置として追記いたします。</p>
6	<p>■6. P636 コウモリ目（20～25kHz）の予測結果（ブレード等への接近・接触）について</p> <p>「音声モニタリング調査により、10～30kHz帯のコウモリ類の3m/s以下における確認頻度がMT1で55%、MT2で40%、MT3で37%であることから・・・（中略）・・・本事業で採用するカットイン風速が2.5m/sであることから、全体の50%程度に対する影響を低減できる」とある。本事業の風力発電機が、『カットイン2.5m/s』にもかかわらず、『確認頻度を3.0m/s』で区切っているの、意味がよくわからない。</p> <p>風力発電機の『カットイン風速2.5m/s』ならば、MT1、MT2、MT3における『風速2.5m/s未満におけるコウモリ目（20～25kHz）の確認頻度』を詳細に述べよ。</p>	<p>風速2.5m/s以下のときの通過事例数の確認割合は、MT1では約51%、MT2で約36%、MT3で約41%となります。</p>
7	<p>■7. P636 コウモリ目（20～25kHz）の予測結果（ブレード等への接近・接触）について</p> <p>「音声モニタリング調査により、10～30kHz帯のコウモリ類の風速3m/s以下における確認頻度がMT1で55%、MT2で40%、MT3で37%であることから・・・本事業で採用するカットイン風速が2.5m/sであることから、全体の50%程度に対する影響を低減できる」とある。</p> <p>仮に「全体の50%程度の影響を低減できる」しても、「残りの50%」は影響が残ったままであり、結局のところ、1年目の衝突を免れたコウモリ目（20～25kHz）は2年目も50%（累計75%）、3年目も50%（累計87.5%）、4年目も50%（累計93.7%）、そして5年目も50%（累計97.9%）死ぬということであろう。ならば、事業者は1年目の残</p>	<p>現地調査結果を踏まえ、通過事例数の約半数のリスクを低減できたことは一定の効果があるものと考えております。衝突実態については事後調査を実施し適切に把握してまいります。事後調査の結果、影響が顕著であると考えられた場合には、専門家等からの助言を得ながら、適切に環境保全措置を講じ、影響の低減を図ってまいります。</p>

	り 50%の影響の低減措置を追加検討する必要があるのではないのか。	
8	<p>■8. P636 コウモリ目 (20～25kHz) の予測結果(ブレード等への接近・接触) について</p> <p>「音声モニタリング調査により、10～30kHz 帯のコウモリ類の風速 3m/s 以下における確認頻度が MT1 で 55%、MT2 で 40%、MT3 で 37%であることから・・・本事業で採用するカットイン風速が 2.5m/s であることから、全体の 50%程度に対する影響を低減できる」とある。なぜ事業者は「確認頻度の 50%程度を低減すれば(コウモリへの)影響が極めて小さい=バットストライクは発生しない」と判断したのか、その科学的根拠を述べよ。</p>	<p>現地調査結果を踏まえ、通過事例数の約半数のリスクを低減できたことは一定の効果があるものと考えております。準備書に記載した予測結果では、影響が極めて小さいというのではなく、低減は図ったものの、ブレード等への接近・接触によるリスクがあり不確実性を伴うとしております。</p> <p>衝突の実態については事後調査を実施し適切に把握してまいります。事後調査の結果、影響が顕著であると考えられた場合には、専門家等からの助言を得ながら、適切に環境保全措置を講じ、影響の低減を図ってまいります。</p>
9	<p>■9. P636 コウモリ目 (20～25kHz) の予測結果(ブレード等への接近・接触) について</p> <p>「音声モニタリング調査により、10～30kHz 帯のコウモリ類の風速 3m/s 以下における確認頻度が MT1 で 55%、MT2 で 40%、MT3 で 37%であることから・・・本事業で採用するカットイン風速が 2.5m/s であることから、全体の 50%程度に対する影響を低減できる」とある。事業者の予測は裏を返せば、「風速 3m/s 以上における確認頻度は MT1 で 45%、MT2 で 60%、MT3 で 63%である」。カットイン風速が 2.5m/s ならば、50%以上のコウモリが死ぬ。よって「影響が極めて小さい」とは言えない。</p>	<p>現地調査結果を踏まえ、通過事例数の約半数のリスクを低減できたことは一定の効果があるものと考えております。準備書に記載した予測結果では、影響が極めて小さいというのではなく、低減は図ったものの、ブレード等への接近・接触によるリスクがあり不確実性を伴うとしております。</p> <p>衝突の実態については事後調査を実施し適切に把握してまいります。事後調査の結果、影響が顕著であると考えられた場合には、専門家等からの助言を得ながら、適切に環境保全措置を講じ、影響の低減を図ってまいります。</p>
10	<p>■10. 「できる限りのコウモリ類の保全措置」とは「経済的コストの全くかからない方法」ではない</p> <p>事業者は「環境影響をできる限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがない。既存資料によればカットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすることがバットストライクを低減する効果があることが明らかとなっている。</p> <p>カットインをあげるなどコウモリの保全措置に経済的コストが生じるのは避けられないが、研究によればそれは無視できる程度であることが示されている(年間総出力の1%以下)。</p>	<p>現地調査結果を踏まえ、通過事例数の約半数のリスクを低減できたことは一定の効果があるものと考えております。衝突実態については事後調査を実施し適切に把握してまいります。事後調査の結果、影響が顕著であると考えられた場合には、専門家等からの助言を得ながら、適切に環境保全措置を講じ、影響の低減を図ってまいります。</p>
11	<p>■11. コウモリ目 (20～25kHz) の調査結果から導き出される保全措置について</p> <p>P516、P518 の図からは、コウモリ類は風速 5m/s 程度まで出現しているので、「実行可能な範囲」で影響を低減するならば「カットイン風速は 6m/s 未満」とすることが必要であると客観的に判断される。また、カットイン風速をあげる時期については、P507 の図から 6 月(出現が多いため)、7 月(欠測期間のため利用状況不明のため)、9 月(突出した出現日があるため)が必要であると判断される。この保全措置により、影響の何パーセントが低減され、年間総出力の何パーセントを失うのか知りたいので試算して頂きたい。なお、この保全措置の実施時間は日没 1 時間前から日の出 1 時間後までとする。ただし降雨時は、コウモリが出現しないので、カットイン風速をあげる保全措置について実行しなくてもよい。</p>	<p>現地調査結果を踏まえ、通過事例数の約半数のリスクを低減できたことは一定の効果があるものと考えております。衝突実態については事後調査を実施し適切に把握してまいります。事後調査の結果、影響が顕著であると考えられた場合には、専門家等からの助言を得ながら、適切に環境保全措置を講じ、影響の低減を図ってまいります。なお、衝突に係る影響の程度については、現時点では不明であり、正確性を伴った試算を行うのは難しいと考えます。</p>
12	<p>■12. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的</p> <p>「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。益獣が減れば住民に不利益が生じる。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者の見解と、実行しない理由を述べよ。</p>	<p>現地調査結果を踏まえ、通過事例数の約半数のリスクを低減できたことは一定の効果があるものと考えております。衝突実態については事後調査を実施し適切に把握してまいります。事後調査の結果、影響が顕著であると考えられた場合には、専門家等からの助言を得ながら、適切に環境保全措置を講じ、影響の低減を図ってまいります。</p>

	<p>※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>	
13	<p>■13. コウモリ類の保全措置（フェザリング）をすること 「予測に不確実性を伴う」にせよ「影響が予測される」ならば、事業者は省令（平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号）第二十八条に従い、実行可能な範囲で影響を回避・低減するべきである。</p> <p>第二十八条 特定対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること</p>	<p>現地調査結果を踏まえ、通過事例数の約半数のリスクを低減できたことは一定の効果があるものと考えております。衝突実態については事後調査を実施し適切に把握してまいります。事後調査の結果、影響が顕著であると考えられた場合には、専門家等からの助言を得ながら、適切に環境保全措置を講じ、影響の低減を図ってまいります。</p>
14	<p>■14. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	<p>音声モニタリング調査等の現地調査の結果、カットイン風速以下での通過事例数は全数の半分程度となっており、現時点で一定程度衝突リスクの低減が図られているものと考えております。さらなる保全措置については、事後調査の結果を踏まえて、適切に検討してまいります。</p>
15	<p>■15. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 上記について事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>音声モニタリング調査等の現地調査の結果、カットイン風速以下での通過事例数は全数の半分程度となっており、現時点で一定程度衝突リスクの低減が図られているものと考えております。さらなる保全措置については、事後調査の結果を踏まえて、適切に検討してまいります。</p>
16	<p>■16. コウモリ類の死骸探索調査について コウモリ類の死骸は小さいため、カラスや中型哺乳類などにより持ち去られて短時間で消失してしまう。コウモリについては最低でも月 4 回以上の死骸探索を行うべきだ。月 1～2 回程度の頻度では、コウモリの事後調査として不適切である。</p>	<p>事後調査の頻度を高めることや 1 回あたりの調査日数を増やす等、適切に検討をいたします。</p>
17	<p>■17. コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけれられない。コウモリ類の死骸探索は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッショナル（生物調査員）が実施するべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物分類技能検定 1 級（哺乳・爬虫・両生類分野）等の有資格者が実施し、「透明性」を確保すること。</p>	<p>死骸探索調査については、経験をつんだ調査員が対応するよう努めます。</p>
18	<p>■18. 月 2 回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月 2 回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 *平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等</p>	<p>事後調査の頻度を高めることや 1 回あたりの調査日数を増やす等、適切に検討をいたします。</p>

	における環境影響実態把握 I 報告書) P213. NEDO, 2018.	
19	<p>■19. 事後調査（死骸探索調査）は徹底的に実施すること コウモリ類の事後調査（死骸探索調査）は、毎週 1 回以上の頻度で 4 月から 11 月まで必ず実施すること。</p>	事後調査の頻度を高めることや 1 回あたりの調査日数を増やす等、適切に検討をいたします。
20	<p>■20. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることに。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没 1 時間前から日の出 1 時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No. 6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No.6_Japanese.pdf)</p>	ナセルでの音声モニタリング調査については、バットストライクに係る事後調査の結果を踏まえ、実施を検討してまいります。
21	<p>■21. 「事後調査」は信用できない <u>①事後調査結果について住民は意見書を出せない。</u> <u>②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がいない。</u> <u>③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高い。</u> <u>④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。</u> ① ～④の理由から、「事後調査」は信用できない。</p> <p>よって、試運転開始日から「カットイン風速を 6.0m/S にする（かつ、カットイン風速未滿でフェザリングを行う）」保全措置を必ず実行して頂きたい。</p>	音声モニタリング調査等の現地調査の結果、カットイン風速以下での通過事例数は全数の半分程度となっており、現時点で一定程度衝突リスクの低減が図られているものと考えております。さらなる保全措置については、事後調査の結果を踏まえて、適切に検討してまいります。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(2)

福島県福島市在住 B氏

No.	意見の概要	事業者の見解
22	<p>本事業予定区域については、方法書縦覧時における意見にて、クマタカ等大型猛禽類やコウモリ類にとって重要な生息環境を有しており、景観並びに防災面においても地域にとって極めて重要な森林であることを指摘いたしました。今般の準備書における調査結果とその評価、対策において、配慮や進展が見られないことは残念でなりません。具体的には地方道12号線北側において1基の削減に留まっており、他の風力発電機については、設置場所等、方法書段階と寸分の違いも無く、結論ありきの環境影響評価であるようにさえ感じられます。</p> <p>希少動植物の生息有無や影響評価、さらには昨年、今年と頻発する豪雨災害発生の危険性について客観性をどのように担保しているのでしょうか。改めて、尾根上の「保護樹帯」の保全と南部地区の5基の再考を要望します。また、「改変面積の最小化」により環境への影響を低減、回避するとの環境保全措置を主張する中で、改変面積（森林伐採・土地造成）は全体で29.4ha、風車ヤード（風力発電機設置区域）8.9ha（1基≒0.685 ha）と同等規模の事業と比較した場合、2倍以上の改変面積となっており（県内類似事業:0.3ha/基）、既存道路の利用（改良）を積極的に行うとともに新設道路の縮減、加えて風車建設工法の見直し等が不可欠であります。また、車両の運行や放射線対策においても同様に具体的かつ実効性のある方法を再考いただきたい。とりわけ、伐採、土地造成時における放射性物質の飛散（風向によって広範囲に拡散）や流出の発生しないよう作業工程や作業方法、そして管理方法に至る一連の作業について、周辺住民を始め、広く周知することを求めます。</p>	<p>動植物、景観等について現地調査を実施し、その結果を踏まえ、環境保全措置等を検討し、影響低減を図ってまいりました。クマタカについては、保護の観点から飛翔軌跡図などは非公開としておりますが、風力発電機設置箇所への飛来は数例（全軌跡は494）と、影響は小さいと考えております。コウモリ類についても、衝突リスクが考えられる高高度を飛翔するコウモリ類の生息状況を確認するため音声モニタリング調査を実施し、その結果を準備書に記載いたしました。コウモリ類の衝突リスクについて、一定程度低減されていると考えておりますが、予測には不確実性を伴うため、バットストライクに係る事後調査を実施いたします。事後調査の結果、影響が顕著であると考えられた場合には、専門家等からの助言を得ながら、適切に環境保全措置を講じ、影響の低減を図ってまいります。</p> <p>貴重な動物や植物について、生息地や生育地保護の観点から非公開させていただいており、具体の位置等をご覧いただけないのですが、貴重な植物や植生については、改変を避ける形で事業計画を検討し、影響低減を図りました。保護樹帯については、林野庁等の関係機関とも引き続き協議を行ってまいり、影響低減が図れるよう検討してまいります。また、豪雨災害等の防災観点の事項については、国有林野貸付申請等の許認可申請の中で行われる協議・審査によって客観性が担保されるものと考えております。改変面積については、引き続き最小化できるよう最大限努めてまいります。また、放射線対策については、現時点では準備書に記載した内容が最良と事業者としては考えておりますが、今後、福島地方環境事務所等と協議をしながら、最終的な対策を決定し、その内容を評価書において公開させていただきます。</p>

○日刊新聞紙における公告

福島民友新聞社、福島民報社（令和2年7月1日（水））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「仮称」野馬追の里風力発電事業「環境影響評価準備書」を縦覧いたします。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、住民説明会の開催中止を決定いたしました。説明会で使用を予定していた資料については、縦覧期間中に、縦覧場所に設置させていただきます。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 事業者の名称 株式会社野馬追サステナジー
 代表者の氏名 取締役社長 石田 桂

二、特定対象事業の名称、発電所原動力の種類及び発電所の出力
 特定対象事業の名称（仮称）野馬追の里風力発電事業
 ※環境影響評価方法書段階までの名称は「仮称」八木沢風力発電事業
 発電所原動力の種類 風力（陸上）
 発電所の出力 発電設備出力 最大五万八千五百五十キロワット
 （最大四千二百キロワットを最大十三基）

三、対象事業実施区域 福島県南相馬市、飯館村の行政界付近の稜線上

四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
 福島県南相馬市、飯館村

五、準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
 (1) 縦覧場所 福島県庁生活環境部環境共生課（西庁舎八階）、南相馬市役所生活環境課（本庁舎一階）、飯館村役場ほっとコーナー（本庁舎一階）、相双地方振興局県民環境部 いずれも、土・日・祝日を除く開庁時（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

(2) 縦覧期間及び時間 期間：令和二年七月一日（水）から令和二年七月三十一日（金）まで 時間：いずれも、土・日・祝日を除く開庁時（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

(3) インターネットによる公表 ホームページにおいても、令和二年七月一日（水）午前零時から令和二年七月三十一日（金）午後十一時五十九分まで URL：
<http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/index.html>

六、意見書の提出 環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見書の対象である準備書の名称・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、令和二年八月十四日（金）までに問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

七、お問い合わせ先 株式会社野馬追サステナジー
 〒九九七五〇〇〇一 福島県南相馬市原町区大町三丁目三十番地
 電話〇二九四・五五・七八〇八（担当）青木祐輔

○地方公共団体の広報誌によるお知らせ

広報いいたて お知らせ版 令和2年7月号（令和2年7月5日（日）発行）

環境影響評価準備書の縦覧について

(株)野馬追サステナジーが、村及び南相馬市に計画している風力発電事業に係る環境影響評価準備書を以下のとおり縦覧し、ご意見を受け付けています。

○縦覧書類… (仮称)野馬追の里風力発電事業 (旧「(仮称)八木沢風力発電事業」) 環境影響評価準備書

○縦覧場所…村役場 ほっとコーナー

○縦覧期間…令和2年7月1日（水）～ 7月31日（金）

○意見書…令和2年7月1日（水）～ 8月14日（金）

縦覧場所に備え付けの意見書に氏名、住所及び意見をご記入のうえ、意見書箱にご投函ください。

○その他…住民説明会は新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、開催中止を決定いたしました。説明会時に配付予定だった資料については、縦覧場所に設置いたしますので、ご自由にお持ちください。

問 (株)野馬追サステナジー (☎0294-55-7808)

○インターネットによる「お知らせ」
 福島県のホームページ (1/2)

福島県
Fukushima Prefecture
ふくしまから 始めよう。
はじめのころ
Foreign language support (英語, 韓国語, 中国語)
サイトマップ
文字の大きさ 拡大 標準 色の変更 白 黒 青
Custom (カスタム) 検索

組立てができます カレンダーができます

くらし・環境 農業・復興 防災・安全 子育て・福祉 観光・文化・教育 しごと・産業 県政情報

現在地 ホーム > お知らせ > くらし・環境 > 自然・環境 > 環境保全対策 > 環境影響評価実施案件 > (仮称)野馬追の里風力発電事業

環境影響評価実施案件

(仮称)野馬追の里風力発電事業

ツイート いいね! 印刷用ページを表示する 掲載日：2020年7月1日更新

〈更新情報〉
 令和2年7月1日、環境影響評価準備書の公告、縦覧が開始されました。

事業の名称	(仮称)野馬追の里風力発電事業
事業者	株式会社野馬追サステナジー
事業の種類	風力発電所設置事業
事業の実施区域	南相馬市、飯舘村の行政区付近の稜線上
事業の規模	出力 最大51,850kW (最大4,200kWの風力発電機を最大13基設置)
関係地域(※)	南相馬市及び飯舘村
公告日	平成30年2月16日
縦覧期間	平成30年2月16日～平成30年3月19日
意見書提出期間	平成30年2月16日～平成30年3月19日
縦覧場所	福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎8階)、南相馬市役所新エネルギー推進課、飯舘村役場総務課、相双地方振興局県民環境部
配付書	<p>平成30年4月11日(事業者説明等) 議事概要 [PDFファイル/289KB]</p> <p>福島県環境影響評価審査会 開催日</p> <p>平成30年5月8日(知事意見に係る答申審査様) 議事概要 [PDFファイル/273KB]</p> <p>知事意見 通知日 平成30年5月22日 本文 [PDFファイル/271KB]</p>
公告日	平成30年10月16日
縦覧期間	平成30年10月16日～平成30年11月16日
意見書提出期間	平成30年10月16日～平成30年11月30日
縦覧場所	福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎8階)、南相馬市役所新エネルギー推進課、飯舘村役場ほっとコーナー(本庁舎1階)、福島県相双地方振興局県民環境部
方法書	<p>(1) 原町生涯学習センター「サンライフ南相馬」(住所:南相馬市原町区小川町322-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年11月2日 午後6時30分～午後8時30分 平成30年11月3日 午後1時～午後3時 <p>(2) 飯舘村交流センター「ふれ愛館」(住所:相馬郡飯舘村草野字大子堂17)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年11月4日 午後1時～午後3時
意見数	32件
福島県環境影響評価審査会	<p>平成30年11月5日(事業者説明、質疑応答等) 議事概要 [PDFファイル/316KB]</p> <p>開催日</p> <p>平成31年2月8日(知事意見答申審査様) 議事概要 [PDFファイル/249KB]</p> <p>知事意見 通知日 平成31年2月21日 本文 [PDFファイル/304KB]</p>
公告日	令和2年7月1日
縦覧期間	令和2年7月1日～令和2年7月31日 電子縦覧http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/index.html
意見書提出期間	令和2年7月1日～令和2年8月14日
縦覧場所	福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎8階)、南相馬市役所生活環境課(本庁舎1階)、飯舘村役場ほっとコーナー(本庁舎1階)、相双地方振興局県民環境部
準備書	説明会の開催 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催しない。

○インターネットによる「お知らせ」
 福島県のホームページ (2/2)

公告日	令和2年7月1日
縦覧期間	令和2年7月1日～令和2年7月31日 電子縦覧 http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/index.html
意見書提出期間	令和2年7月1日～令和2年8月14日
縦覧場所	福島県庁生活環境部環境共生課（西庁舎八階）、南相馬市役所生活環境課（本庁舎一階）、飯館村役場ほっとコーナー（本庁舎一階）、相双地方振興局県民環境部
準備書	説明会の開催 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催しない。 意見徴 公聴会の開催
福島県環境影響評価審査会	開催日
知事意見	通知日
公告日	
縦覧期間	
工事着手の届出	
工事完了の届出	
事後調査報	公告日
告示	縦覧期間
対象事業の廃止等	
備考	

(※) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。
 Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。
 (無料)

☐ このページに関するお問い合わせ先

環境共生課 環境影響評価担当
 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16
 Email kyousei@pref.fukushima.lg.jp Tel : 024-521-7250 Fax : 024-521-7927 [電子メールでのお問い合わせはこちら](#)

[前のページに戻る](#) [このページのトップへ](#)

福島県庁 (県庁へのアクセス)
 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 Tel : 024-521-1111(代表)
[個人情報取り扱いについて](#) | [リンク・著作権・免責事項などについて](#) | [福島県ホームページについて](#) | [RSS配信について](#)
[福島県の広域事業について](#)
 Copyright © 2014 Fukushima Prefecture. All Rights Reserved.

○環境影響評価準備書の電子縦覧
事業者のホームページ

「(仮称)野馬追の里風力発電事業 環境影響評価準備書」

本準備書は「(仮称)野馬追の里風力発電事業」に係る環境影響評価の一環として「環境影響評価法」、「発電所アセス省令」、「電気事業法」に基づき、所要の事項をまとめたものです。

- 00 準備書 表紙・目次 (PDF形式) 
- 01 準備書 1章 (PDF形式) 
- 02 準備書 2章 (PDF形式) 
- 03 準備書 3章 (PDF形式) 
- 04 準備書 4章 (PDF形式) 
- 05 準備書 5章 (PDF形式) 
- 06 準備書 6章 (PDF形式) 
- 07 準備書 7章 (PDF形式) 
- 08 準備書 8章 (PDF形式) 
- 09 準備書 9章 (PDF形式) 
- 10 準備書 10章 (PDF形式) 
- 11 準備書 11章 (PDF形式) 
- 12 準備書 12章 (PDF形式) 
- 13 準備書 資料編 (PDF形式) 
- 14 要約書 (PDF形式) 
- ご意見記入用紙 (PDF形式) 

(意見書の受付期間)

令和2年7月1日(水)~令和2年8月14日(金)まで

(意見書の提出方法)

意見書をダウンロードいただき、上記期間までに下記送付先へ郵送ください
(当日消印有効)

(送付先)

〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号
日立サステナブルエナジー株式会社 事業開発第二グループ 宛

※上記PDFを快適にご利用いただくために、Internet Explorerでの閲覧を推奨しております。

○閲覧兼ご意見記入用紙

「(仮称)野馬追の里風力発電事業 環境影響評価準備書」

閲覧用紙

ご住所 _____

ご氏名 _____

「(仮称)野馬追の里風力発電事業 環境影響評価準備書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、本書に必要事項をご記入のうえ、意見書箱にご投函ください。

恐れ入りますが、閲覧のみの場合でも、ご住所・ご氏名のみをご記入、ご投函ください。

※閲覧数確認のため、御協力の程お願い致します。

令和2年 月 日
